



平成 27 年 第 3 回定例会：11 月 19 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（14名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 2時00分）	4
○諸般の報告	4
○開 会（午後 2時05分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
採決	5
○議案第9号及び第10号の一括上程、提案説明	5
工 藤 正 司 管理者	5
堀 口 真 弘 会計管理者	7
森 光 弘 事務局長	15
○上程議案の質疑～採決	15
○一般質問	16
3番 細 谷 美 恵 子 議員	16
答弁 森 光 弘 事務局長	18
再質問	19
再答弁 程 塚 勲 次長	20
○特定事件の委員会付託	20
○閉 会（午後 2時55分）	20

○署名議員	2 1
-------	-----

鴻環資組告示第3号

平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、11月19日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

平成27年11月9日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤正司

平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成27年11月19日(木) 午後2時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算
認定について

議案第10号 平成27年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算
(第1回)

第4 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	細谷美恵子 議員	1 「循環型社会形成推進地域計画」の策定について ①誰が策定の責任者となるのか。 ②「循環型社会形成推進交付金交付要綱」別表1に定めるどの事業を対象として、交付金申請をするのか。 ③27年度中に策定し、交付金の申請を完了することができるのか。

第5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員(14名)

1番 川崎葉子 議員 2番 金子雄一 議員
3番 細谷美恵子 議員 4番 梁瀬里司 議員
5番 松島修一 議員 6番 渡邊良太 議員
7番 大塚佳之 議員 8番 坂本晃 議員
9番 小林友明 議員 10番 香川宏行 議員

11番 岸 昭二 議員 12番 金子真理子 議員
13番 阿部 慎也 議員 14番 吉田 豊彦 議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

工藤 正司	管理者
原口 和久	副管理者
現王 園孝昭	副管理者
堀口 真弘	会計管理者
小澤 敬臣	監査委員
小林 乙三	参与
長島 祥一	参与
加藤 一男	参与
小卷 政史	参与
関口 泰清	参与
長島 良和	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	森 光弘
事務局次長	片 寄 仁志
事務局次長	程 塚 勲
副参事	鈴 木 健太
書記	今 井 剛史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○森 光弘事務局長 本日皆様には、公私ご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ず開会に先立ちまして、本日、お席に配布させていただきました配付物の確認をお願いします。平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程、一般質問通告一覧、以上でございます。不足等ございますでしょうか。

また、本日の議会終了後、一旦休憩の後、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

午後 2時 05分 開会

○吉田豊彦議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから議会は成立しております。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

3番 細谷 美恵子 議員

4番 梁瀬 里司 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———— 議会運営委員長 10番 香川宏行 議員。

[香川宏行議会運営委員長登壇]

○香川宏行議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月12日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本議会定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第9号及び第10号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第9号及び議案第10号を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。 ————— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 本日、ここに平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会議定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

今議会においてご審議いただく案件は、平成26年度組合会計決算認定及び平成27年度補正予算となっておりますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、今後とも鴻巣行田北本環境資源組合の運営に、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新施設の建設地に係る合意形成については、鴻巣市郷地・安養寺地区の皆様や3市の市民を対象とした説明会、また、地元懇談会など関係する皆様のご協力により開催したところであります。さらに、現在、策定中の一般廃棄物ごみ処理基本計画等についても、議員を始め、広く市民の意見を頂戴しながら策定してまいりたいと考えております。詳細につきましては、事業の進捗状況等と合わせまして、議会終了後に事務局から報告いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、本定例会に提出いたしました議案第9号及び議案第10号についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、会計管理者等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページからでございます。議案第9号平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は、歳入7億1,580万7,204円、歳出6億5,578万7,940円で、歳入歳出差引額は、6,001万9,264円であります。なお、本件は、既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書、並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成27年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、ご説明申し上げます。本案は、事業費に不足が生じたため、所要の措置を講じるものでございます。今回の補正額は、歳入歳出とも、445万9千円の増額でございます。歳出の主なものといたしましては、旧管理棟解体工事に伴う工事請負費となっております。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第9号について、細部説明を求めます。

————— 会計管理者。

[堀口真弘会計管理者 登壇]

○堀口真弘会計管理者 それでは、議案第9号平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、細部説明を申し上げます。

別綴りの平成26年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をご覧いただきたいと存じます。初めに、1ページ、2ページをお開き下さい。1ページの下欄外に記載しておりますが、今回の決算が、鴻巣行田北本環境資源組合になって初めての決算となりますので、3市広域分の記載方法について説明文を入れさせていただいております。表中のカッコで括った金額が3市構成市に係る広域業務の経費となっております。広域分がない項目及び歳入歳出が0円の場合には、カッコ書きを省略させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出から申し上げますので、決算書の9ページ、10ページをお開きください。

1款議会費の支出済額は、右のページの10ページ最上段左になりますが、9万1,465円でございます。これは組合議会関係経費でございまして、全額3市広域の業務に伴う経費となっております。

1節報酬は、組合議員の報酬でございまして、不用額2,843円は、組合議長、副議長の選出及び議員の交代に伴う報酬の日割り計算により生じたものでございます。

次に、9節旅費の不用額21,600円につきましては、予算計上しておりました臨時会の開催がなかったことに伴い生じたものです。

次に、10節交際費につきましては、支出はありませんでした。

11節需用費は、議会のお茶代、12節役務費は、切手代として支出しております。

18節備品購入費は、組合名称の変更に伴います公印の購入費となっております。

次に、2款総務費の支出済額は、10ページの中段左側になりますが、9,442万6,069円となっております。

総務費のうち、1項総務管理費の支出済額は、9,429万5,360円となっており、その主な支出は1目一般管理費9,406万3,416円でございます。

1節報酬は、正副管理者の報酬でございます。

次に、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費は職員の人件費でございます。平成26年度から北本市が加入し新たなごみ処理施設建設業務を実施するため、鴻巣市に分室を設け、5名の増員を行うとともに、退職職員の補完と派遣職員の調整に伴い2名の組合職員を採用しまして、職員の構成は、派遣職員が鴻巣市、行田市から各2名、北本市、埼玉県から各1名の6名と組合プロパー職員4名の合計10名となっております。なお、職員の人件費の合計は、8,005万264円で、総務費全体の約85%を占めるものでございます。また、広域の業務に伴います人件費は、4,801万3,058円で、3市の協議に基づき人件費全体の約60%となっております。

次に、11ページ、12ページになりますが、9節旅費につきましては、2万3,000円のうち1万7,000円が広域の業務に伴う経費として計上していましたが、新規採用職員の研修旅費に不足が生じたため、この1万7,000円から1万1,280円を現施設分として節内流用したものでございます。この結果、不用額6,050円に対しまして、広域の業務に伴う不用額は1万7,000円となっております。これは、歳出合計額で広域分を区分するために、このような記載をさせていただいております。

次に、11節需用費の支出済額は188万1,642円でございます。不用額が150万9,358円となっておりますが、これは、主に印刷製本費における伝票等の印刷費、例規集作成費及び追録代の残により生じたものでございます。なお、印刷製本費のうち例規集作成費及び追録代が広域の業務に伴う経費となっております。

次に、12節役務費の支出済額は371万7,165円でございます。備考欄のとおり郵便料、電話料及び手数料等で前年度と同様の支出でございます。不用

額の10万9,835円は、電話料及び手数料のホームページ更新料の残により生じたものでございます。なお、手数料のうち職員の健康診断に伴う支出の60%が広域の業務に伴う経費となっております。

次に、13節委託料の支出済額は191万7,815円でございます。備考欄にございますように施設の保全業務及びホームページ作成業務委託料でございます。不用額52万9,185円につきましては、室内清掃業務委託料の契約差額及び除草・植木剪定業務委託料の残により生じたものでございます。

14節使用料及び賃借料の支出済額は49万6,225円で、備考欄のとおり放送受信料・ホームページ開設に伴うホスティングサービス及び機器の賃借料等でございます。ホスティングサービスは、主に業者の機器内に組合ホームページのディスクを確保するものとなっております。また、パソコン及び周辺機器並びにコピー機のリースについては、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を締結し、実施しているものでございます。

次に、18節備品購入費の支出額は198万6,755円で、公用車及び公印等の購入によるものでございます。なお、公印購入費は、議会費と同様に組合名称の変更に伴い購入したものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の支出済額は、272万9,800円でございますが、その主なものは備考欄の一番上にございます市町村総合事務組合負担金の267万4,800円でございます。なお、組合プロパー職員の採用に伴い不足が生じたので、2節給料から52万3,800円を流用しております。

次に、27節公課費の支出済額は100万2,800円でございますが、備考欄にございますように汚染負荷量賦課金を支出したものでございます。不用額につきましても、汚染負荷量賦課金の現在分単価の減額に伴い生じたものでございます。

次に、13ページ、14ページをお願いします。

1項2目地元対策費の支出済額は、23万1,944円でございます。その内訳は、まず11節需用費として、1,944円の支出をしております。これは地元の公害監視委員会開催時の食糧費でございます。

また、19節負担金補助及び交付金といたしまして、23万円を支出したもの

でございます。これは備考欄にございますように地元の環境保全事業を行っております2団体に対して、活動交付金として23万円を支出したものでございます。

次に、2項監査委員費の支出済額は5万2,509円でございます。前年と同様の支出となっております。

3項公平委員会費の支出済額は7万8,200円でございます。

18節備品購入費として備考欄にございますように、1万8,000円を支出しておりますが、これは組合名称変更に伴う公印購入費によるものでございます。他は例年どおりの支出でございます。なお、2項監査委員費及び3項公平委員会費につきましては、全額広域の業務に係る経費となっております。

次に、3款事業費は、支出済額が5億5,526万4,579円で、歳出全体の84.7%となっております。

事業費のうち、1目事業総務費の支出済額は、1,572万3,789円でございます。その主なものといたしまして、11節需用費の支出済額833万8,301円は、備考欄にございますように、消耗品費が753万2,664円、その下の燃料費が62万3,117円等でございます。不用額につきましては、主に施設整備補修に伴い、消耗部品の交換等も同時に行ったことから生じたものでございます。

12節役務費の支出済額は、1万405円でございますが、軽トラックの自賠責保険料でございます。

次に、15ページ、16ページになります。

13節委託料の支出済額は573万4,800円でございます。備考欄にございますように、ばい煙測定等業務委託料333万7,200円、その下、ダイオキシン類等測定業務委託料239万7,600円を支出しております。廃棄物処理法第8条の3に基づき、ばい塵、一酸化炭素、浮遊物質、電気伝導率、塩化物イオン濃度等の測定を委託したものでございます。

次に、14節使用料及び貸借料の支出済額109万0,262円は、備考欄にございますように最終処分場土地借上料で、敷地内にある最終処分場用地5,075平方メートルを行田市より借り受けているものでございます。

次に、16節原材料費の支出済額26万1,877円は、場内整備用の砕石や

歩廊の補修用鋼板等を購入したものでございます。

次に、18節備品購入費の支出済額28万8,144円は、機器補修用工具等を購入したものでございます。

次に、2目維持管理費の支出済額は、9,942万494円でございます。

11節需用費の支出済額9,016万5,354円は、備考欄にございますように消耗品費1,436万6,160円と、その下の修繕料7,579万9,194円を支出したものでございます。いずれも焼却施設に関する経費でございます。消耗品はストーカ用火格子やクレーン支持開閉モーター、また、ギヤードモーターや操作スイッチ等交換部品を購入したものでございます。また、修繕料につきましては、老朽化した焼却炉等を安定稼働させるため定期的に補修等を実施しているもので、本年度は主にダストシュート、二重ダンパ及び落塵コンベアの交換や、ばい塵、焼却灰関係機器の補修を行っております。なお、不用額は消耗品購入残により生じたものでございます。

次に、12節役務費の支出済額15万2,900円は、組合所有のフォークリフト、ブルドーザー及びシャベルカーの自主検査手数料でございます。

次に、13節委託料の支出済額は715万8,240円でございます。これは備考欄のそれぞれの業務を委託して実施したものでございます。不用額につきましては、契約差額により生じたものでございます。

15節工事請負費の支出済額は194万4,000円でございます。これは備考欄にございます搬入道路舗装修繕工事に伴うものでございます。

次に、3目塵芥処理費の支出済額は、3億4,212万0,296円でございます。

11節需用費の支出済額は、7,263万4,337円で、支出の内訳は、備考欄にございますように消耗品費、電気使用料、水道使用料でございます。不用額は、主に消耗品費が502万8,867円、電気料が427万9,444円生じておりますが、これは、排ガス処理設備で使用する消石灰及び特殊反応助剤等の薬品の反応効率が高く使用量が減少したことに加え、これに伴う機器の使用電力も減少したことによるものでございます。

次に、13節委託料の支出済額は2億6,948万5,959円でございます。

これは備考欄にございますように焼却施設運転保守管理業務委託料、1億4,618万8,800円、焼却灰等運搬業務委託料1,204万3,011円及び焼却灰等処分業務委託料1億1,125万4,148円をそれぞれ支出したものでございます。不用額1,871万5,041円は、主に焼却灰量が見込みより減少したことから生じたものでございます。

次に、4目基金費につきましては、昨年10月議会で議決いただきました鴻巣市田北本環境資源組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、本年2月に補正予算で議決いただきました9,800万円について基金を設置したものでございます。

次に、17ページ、18ページをお願いします。

4款施設整備費の支出済額は、512万5,827円でございますが、すべて広域の業務に係る経費となっております。1節報酬は、新施設建設等検討委員会の委員報酬で、不用額105万5,200円につきましては、予算計上しておりました、新施設建設等検討委員会の委員数と開催回数が減となったことに加え、複数の委員より報酬を辞退する申し出があったことから生じたものでございます。

次に、9節旅費は、新施設等検討委員会委員の費用弁償でございますが、不用額19万4,020円につきましては、報酬と同じ理由により生じたものでございます。

次に、11節需用費は、58万3,158円の支出で、備考欄にありますように主に消耗品費を支出しており、議会資料のコピー代に不足が生じたため、12節役務費から12万5,640円を流用しております。

次に、12節役務費は、55万9,684円の支出で、主に電話料の支出となっており、分室に新たに回線を設けたものでございます。また、保険料及び手数料は、公用車の購入に伴い生じたものでございます。

次に、13節委託料は、29万7,000円の支出で、職員が使用するパソコン等の保守委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料は、160万2,965円の支出で、分室の設置に伴い鴻巣市から借りております教育支援センターの賃借料及び事務機器の借上料となっております。

次に、18節備品購入費の支出額は181万2,240円で、連絡用として小型乗用車を購入したものでございます。不用額の23万6,760円は、契約差額により生じたものでございます。

次に、第5款公債費でございますが、支出はございませんでした。

次に、19ページ、20ページになりますが、一番下の歳出の合計額は、支出済額として6億5,578万7,940円、不用額は5,272万6,060円でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げますので、戻りまして5ページ、6ページをお開き願います。

初めに、1款分担金及び負担金について申し上げます。収入済額は右のページの6ページ最上段になりますが、4億8,551万1,000円で、歳入総額に占める割合は67.8%でございます。

1節組合負担金の収入済額4億8,551万1,000円は、組合の構成市である行田市・鴻巣市及び北本市から規約に基づいて負担していただいているものでございます。

次に、2款使用料及び手数料の収入済額は9,662万6,850円でございます。これは行田市及び鴻巣市の旧吹上地域からの事業系ごみの処理手数料で、前年度と比較して455万5,650円の増加となっております。なお、滞納繰越分の収入未済額が4万4,342円生じておりますが、これは月払いで手数料を納めておりました事業者が平成22年度途中で倒産し、未納手数料1万7,550円に対しまして、破産管財人から平成24年1月12日に1,708円の配当確定の通知があり、同年1月24日に入金されました。差額の1万5,842円は、現在も未収金のまま残っておりますが、時効消滅の期限である5年を待つて不納欠損処理を行う予定でございます。また、同じく月払いで手数料を納めておりました、もう一つの事業者については、平成24年2月に弁護士から破産手続を行うとの通知があったことから、現在、破産管財人に破産債権届出書を提出し、平成24年1月と2月分の手数料2万8,500円の回収を図っているところでございますが、未だ配当の確定通知はございません。従いまして、これらの手数料の合計4万4,342円を未収金として、処理させていただいたものでご

ざいます。

次の3款繰越金は、1億3,338万3,991円で、前年度繰越金でございます。

次の4款諸収入は1項1目預金利子として、収入済額が8万6,355円でございます。

次に7ページ、8ページになりますが、2項1目雑入の収入済額は19万9,008円でございます。その内訳は備考欄のとおりでございます。

以上が款ごとの収入済額でございます。一番下の段になりますが、歳入調定額7億1,585万1,546円に対する収入済額は、収入未済額の4万4,342円を差し引いた7億1,580万7,204円でございます。

次に、21ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が7億1,580万7,204円で、歳出総額は6億5,578万7,940円となっております。従いまして、歳入歳出差引額は6,001万9,264円で、これはそのまま実質収支額として翌年度へ繰り越されるものでございます。

次に、22ページになりますが、財産に関する調書についてご説明申し上げます。1の公有財産のうち、カッコ1の土地及び建物の表で、土地の決算年度末現在高は、3万530.86平方メートル、建物の決算年度末現在高は、3,896.93平方メートルで、増減はございません。

2の物品につきましては、乗用車を2台購入し1台廃車しましたので、決算年度末現在高として、1台増加し2台となっております。

3の債権は、ございません。

次に、26年度から基金を設置しましたので、4の基金として、財政調整基金9,800万円が増加しております。なお、基金の運用につきましては、行田市会計課に運用をお願いするものでございます。

以上で、議案第9号平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第10号について、細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 議案第10号平成27年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算(第1回)について、ご説明申し上げます。

最初に、歳出からご説明いたしますので、議案書の12ページ、13ページをお開き願います。3款事業費、1項事業費、2目維持管理費、15節工事請負費につきましては、現在、施設を補修する際に、業者作業員の現場事務所として、一時的に使用しておりました、旧管理棟旧事務所が、雨漏り等による浸食から、痛みが激しく、一部が崩落する危険が生じておりますことから、建物全体を取り壊すため予算措置しようとするものでございます。

次に、5目基金費、25節積立金につきましては、現在、財政調整基金として積み立てております大口定期預金の利子が確認できましたので、財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第4条に基づき計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子を計上するものでございます。

次に、5款1項1目1節繰越金の前年度繰越金を、旧管理棟解体工事の財源とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、現施設に関するものでございますので、行田市、鴻巣市の2市に係るものとなっております。

以上で、議案第10号についての細部説明とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第9号及び第10号の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第9号及び議案第10号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。
次に、順次採決いたします。

議案第9号平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、これを認定するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、これを認定することに決しました。

次に、議案第10号平成27年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

————— 3番 細谷美恵子議員。

[3番 細谷美恵子議員 登壇]

○3番 細谷美恵子議員 通告に基づき、質問いたします。

私の手元には平成26年8月28日開催の第1回検討委員会で配布された資料6施設整備スケジュールがございます。それによりますと、1の一般廃棄物処理基本計画等は平成27年度末までに完了。2の候補地選定及び住民合意につきましては、地権者との同意協議、周辺住民との合意形成を含めて平成27年度の初めから3分の2経過した時点で完了。3の循環型社会形成推進地域計画は平成27年度末には完了して、平成28年度冒頭に交付金の内示を受け、4の測量調査、5の地質調査、6の施設整備基本計画、7のPFI等導入可能性調査及び8の環境影響評価、を平成28年度から実施することになっていました。さらに、本年7月26日開催の第6回検討委員会の資料4、平成27年度新施設建設等検討委

員会スケジュール案では、本年平成27年9月に開催予定の第7回検討委員会で一般廃棄物処理基本計画素案並びに広域化の方針素案が検討され、さらに、11月開催予定の第8回検討委員会で一般廃棄物処理基本計画案と広域化の方針案に加えて答申書案が検討されることになっておりました。実際に、つい先日第8回の検討委員会が開催され、まずはかなりのスピードで答申が出された事と拝察し歓迎いたします。

ただ、検討委員会は鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例によりますと、調査研究・検討を行うものにすぎません。そこで組合として、一般廃棄物処理基本計画や広域化方針を承認すること、及び検討委員会に諮問していない、循環型社会形成推進地域計画を策定して承認すること。いずれも当組合の中で誰がその意思決定を行うのか。おそらくそれは管理者の権限・責務であると思いますが、これはいかがでしょうか。もしそうでないならば誰が組合を代表して、承認する権限を有することになるのでしょうか。まず、第一にこれをお伺いしたいと思います。

続いて、その循環型社会形成推進地域計画の内容、特にその中に記載される事業の内容について伺いたいと思います。循環型社会形成推進地域計画の作成にあたっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、以下交付要綱といいます。及び循環型社会形成推進交付金交付要領、以下交付要領といいます。に従い、廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクル推進のための目標のみならず、施策の概要つまり事業の概要と、その事業費も記載することになります。また交付要綱別表に定める事業ごとに交付金の補助率が違い、すなわち補助率が2分の1のものと3分の1のものがあります。新施設の設置に要する費用は、いずれは3市の市民の負担になりますが、もし現時点で相当程度の交付金が得られるならば、将来の市民負担を減らすことができるかと思います。補助率が2分の1のものの方が、将来の3市の市民の負担の軽減になるのではないかと思います。ついては、循環型社会形成推進地域計画を策定して交付金の申請をするにあたっては、将来の市民負担を減らすためにもできる限りの交付金を獲得するという観点と、必要以上の過大な費用負担は将来的にも回避するという観点をもって、循環型社会形成推進地域計画に織り込む事業の内容の精査を進め、より組合にとって有利な条

件で事業を採択しようとしていますか。どのような事業を織り込む予定ですか。答弁を求めます。

最後のご質問です。循環型社会形成推進地域計画による交付金の申請の後、それに基づく交付金の内示があつて、測量調査が始まると第1回検討委員会の資料にも記載されております。また、交付要綱の別表1にも交付金の対象となる事業として、第18項に施設整備に関する計画支援事業が記載されています。つまり循環型社会形成推進地域計画に計画支援事業を含めれば、計画支援事業を含む全体の施設整備計画に交付金を受けることができるということで、循環型社会形成推進地域計画の成否こそが、平成28年度以降に事業を本格的に開始できる要となるはずです。よって、循環型社会形成推進地域計画を平成27年度中に決定して、申請できるところまでたどりつけるのかどうかは、当組合にとっては最重要課題と思いますが、その完了の見通し、課題、問題はないのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。答弁を願います。以上よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 まず、ご質問の1点目、誰が策定の責任者となるのかについてお答えいたします。循環型社会形成推進地域計画は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設等を整備するための計画でございます。地域計画は、地域の循環型社会を推進するための基本的事項や循環型社会形成推進の現状と目標、廃棄物の発生抑制や再使用推進に関する施策などを内容とし、計画対象地域内における一般廃棄物処理に関する総合的な施策を定めるものであります。また、地域計画を作成した市町村を対象として、計画に位置付けられた施設整備などに対し、国から循環型社会形成推進交付金が交付されることとなります。さて、本組合が作成する地域計画についてでございますが、組合では現在、一般廃棄物ごみ処理基本計画並びに広域処理に向けた基礎調査広域化方針報告書を作成しているところでございます。基本計画並びに広域化方針報告書を基礎資料といたしまして地域計画を作成いたします。本組合が作成する地域計画は、一般廃棄物処理に関する総合的な施策を定めることとなりますことから、地域計画の作成は鴻巣市、行田市、北本市及び本組合の連名、ま

た、地域計画に基づく交付金に係る協議は本組合を構成する鴻巣市、行田市及び北本市の連名で行うこととなります。

次に、ご質問の２点目、循環型社会形成推進交付金交付要綱別表１に定めるどの事業を対象として交付金申請をするのかについてお答えいたします。本組合では、広域化する施設といたしまして、熱回収施設のほか、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードの整備を検討しているところでございます。熱回収施設につきましては、別表１の２、エネルギー回収型廃棄物処理施設として交付金の申請を予定しております。不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤードについては、別表１の１、マテリアルリサイクル推進施設として交付金の申請を予定しております。また、建設以外の測量や環境影響評価などの各種計画策定などにつきましては、別表１の１８、施設整備に関する計画支援事業として交付金の申請を予定しております。

次に、３点目、２７年度中に策定し交付金の申請を完了することができるのかについてお答えいたします。まず初めに、交付金の申請の流れをご説明させていただきます。交付金の申請には地域計画の作成が必要となります。計画した地域計画によりまして、国と協議を行い承認を受けることとなります。国から承認を受けますと、地域計画に基づき交付金対象事業や概算事業費などについて、国から交付金の内示が示されることとなります。地域計画の国との協議を本年１１月からを予定しておりますことから、交付金の内示は平成２８年３月から４月と想定しております。そういたしますと、交付金の申請の手続きは交付金の内示後の平成２８年度当初となる見込みでございます。なお、交付金の申請は本事業の完了まで各年度ごとに、必要額を申請することとなります。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。——— ３番 細谷美恵子議員。

○３番 細谷美恵子議員 ありがとうございます。よくわかりました。順調に進めていらっしゃるということなのですけれども、３番目のご答弁なのですが、循環型社会形成推進地域計画の完了の見通しをお答えいただいたのですが、その課題や問題はないのでしょうか、ということについて、お伺いもしていると思うのですが、それについて、議会の役割等があると思いますが、その課題、問題について何かございましたら、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いしま

す。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○程塚 勲次長 はい。地域計画につきまして、課題等につきまして見込みでございます。先般、第8回建設検討委員会におきまして、地域計画の基礎資料となります基本計画並びに広域化方針につきまして、答申をいただきました。答申をいただきましたことから、順調に協議、また国との協議ができるものと考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、ありがとうございました。

午後 2時 55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

吉田豊彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

細谷美恵子

同

梁瀬里司